

第5章 貸 付

第1節 基本事項

1 貸付けの目的

組合員の福祉の向上を図ることを目的として公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めるところにより、臨時に資金を必要とする場合に貸付けます。

2 貸付けの種別、貸付限度額、償還回数及び貸付事由等

貸付けの種別、貸付限度額及び貸付事由等は次のとおりです。

種 別	貸付限度額	償還回数 (毎月償還)	貸 付 事 由
一 般	200 万円	120 回以内	組合員が臨時に資金を必要とする場合
特 別	200 万円 (※1)	残任期月数以内	再任用組合員が臨時に資金を必要とする場合 (※4)
住 宅	1,800 万円 (※2)	360 回以内	組合員が <u>自己の用に供するための住宅の新築、増築、改築、移築、修理、購入もしくは借入れ又は住宅の敷地の購入、借入れもしくは補修</u> (以下「新築等」という。)をするため資金を必要とする場合
住 宅 災 害	1,900 万円 (※3)	360 回以内	組合員が自己の用に供している住宅又は敷地が水震火災その他の非常災害により <u>5分の1以上</u> 又はこれと同程度の損害を受け、新築等をするため資金を必要とする場合
介護構造	300 万円	360 回以内	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新築等をするため資金を必要とする場合
教 育	550 万円	250 回以内	組合員、被扶養者又は被扶養者でない子、孫もしくは兄弟姉妹が次の教育機関に入学又は就学するため資金を必要とする場合 ・学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校(幼稚部を除く。)、大学及び高等専門学校 ・同法第124条に規定する専修学校 ・同法第134条に規定する各種学校 ・理事長が定める要件に該当する外国の教育機関
災 害	200 万円	120 回以内	組合員又は被扶養者が水震火災その他の非常災害を受けたため資金を必要とする場合
医 療	120 万円	110 回以内	組合員、被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹もしくは父母(配偶者の父母を含む。)が医療(高額療養費の対象となる療養を除く。)を受けるため資金を必要とする場合
結 婚	200 万円	120 回以内	組合員又は子が結婚するため資金を必要とする場合

種 別	貸付限度額	償還回数 (毎月償還)	貸 付 事 由
葬 祭	200 万円	120 回以内	組合員が被扶養者又は被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹もしくは父母（配偶者の父母を含む。）の葬祭を行うため資金を必要とする場合
高額医療	高額療養費 相当額	1 回 高額療養費支給時に 一括して控除	組合員、再任用組合員、任意継続組合員又は被扶養者が、高額療養費支給の対象となる療養に係る支払のため資金を必要とする場合（※4）
出 産	出産費又は 家族出産費 相当額	1 回 出産費等支給時に 一括して控除	組合員、再任用組合員又は任意継続組合員が、出産費又は家族出産費支給の対象となる出産に係る支払のため資金を必要とする場合（※4）

(※1) 特別貸付けの貸付限度額は、次の式で算出した額で 200 万円を限度とします。

$$\text{給料月額} \times 3/10 \times \text{残任期月数}$$

(※2) (1) 住宅貸付けの貸付限度額は、組合員期間（貸付申込日の属する月の末日まで引き続く期間とし、地方公務員等共済組合法に基づく他の共済組合又は国共法に基づく共済組合の組合員期間を含むが、日本私立学校振興共済事業団の私立学校教職員共済制度の加入期間は含まない。以下同じ。）に応じた額と仮定退職手当額のいずれか高い方の額とします。ただし、1,800 万円を限度とします。

① 組合員期間に応じた額（給料月額×下記の組合員期間に対する月数）

組 合 員 期 間	月 数
6 月以上 3 年未満	1 0
3 年以上 5 年未満	1 5
5 年以上 1 0 年未満	2 5
1 0 年以上 2 0 年未満	3 5
2 0 年以上	4 5

② 仮定退職手当額

申込時において退職するとした場合に受け取ることのできる退職手当（自己都合による退職の場合の退職手当。ただし、調整額は除く。）の額です。

(2) 住宅又は住宅の敷地が、水震火災その他の非常災害により損害（住宅災害貸付けに該当する程度に至らない損害）を受けたために行う住宅貸付けの貸付限度額は、上記（※2）により算出した金額の 1.5 倍に相当する額とします。ただし、1,800 万円を限度とします。

(※3) 住宅災害貸付け限度額は、住宅貸付けの貸付限度額の 2 倍に相当する額とします。ただし、1,900 万円を限度とします。

(※4) 再任用組合員のほか、組合員資格を取得した臨時的任用職員、会計年度任用職員、任期付職員及び期間の定めがなく退職手当の発生しない職員等も含む。

〈 給料月額について 〉

給料月額は、給料、教職調整額、加算額及び給料の調整額の合計額です。

（共済掛金の算定の基礎となる標準報酬月額ではありません。）

3 貸付金額の単位

- (1) 高額医療貸付け及び出産貸付け以外の貸付金の額は10万円単位とします。
- (2) 高額医療貸付け及び出産貸付けの貸付金の額は千円単位とします。
- (3) 他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付金の額は1円単位とします。

4 貸付利率

貸付金の利率は貸付規程で定められておりますが、下記のとおり現在の市中金利等を勘案して「基準利率」に連動した貸付金利率が適用されています。

【平成30年1月1日～適用】

基準利率	本則貸付利率	基準利率(年利) 1.0%以下
一般・特別・住宅・教育・医療・結婚・葬祭貸付け	4.46% + 0.06%	1.26% + 0.06%
住宅災害・災害貸付け	3.72% + 0.06%	0.93% + 0.06%
住宅・住宅災害貸付けのうち介護構造部分に係る貸付け	4.20% + 0.06%	1.00% + 0.06%

- ※ 上記は基準利率1.0%以下の場合であり、基準利率の変動により0.5%ずつ貸付金利率も変動します。
- ※ 貸付けを受けるにあたり、共済組合と損害保険会社との間で契約している貸付保険の適用を受けます。
- ※ 平成19年4月以降の貸付けに対しては、0.06%の貸付金保険料充当金率が貸付利率に加算されています。
- ※ このほか、激甚災害に伴う特例利率が定められています。

(参考)基準利率に応じた貸付金利率(一般貸付け、住宅貸付け等の場合)

基準利率	貸付金利率(年利)
5.0%を超える場合	(基準利率+0.26%)
4.5%を超え5.0%以下	5.26%
4.0%を超え4.5%以下	4.76%
3.5%を超え4.0%以下	4.26%
3.0%を超え3.5%以下	3.76%
2.5%を超え3.0%以下	3.26%
2.0%を超え2.5%以下	2.76%
1.5%を超え2.0%以下	2.26%
1.0%を超え1.5%以下	1.76%
1.0%以下の場合	1.26%

5 償還回数、償還金額の設定

(1) 毎月償還、ボーナス併用償還

毎月償還の償還回数は貸付種別ごとに定められた回数の範囲で自由に設定できます。

なお、貸付金の額が 100 万円以上の場合は、毎月償還のほかボーナス併用償還も選択することができます。ただし、償還回数、1 回の償還額の設定には次の制約があります。

- ① 毎月償還の 1 回あたりの償還額（数種類の貸付けを借受けている場合は合計額）は、給料月額の10 分の 3 を超えないこと。
- ② ボーナス償還を併用するとき、ボーナス償還に係る貸付金額は、貸付金額の 2 分の 1 以内で 50 万円単位とします。
- ③ ボーナス償還に係る償還回数は、毎月償還の 6 分の 1 以内とします。
- ④ ボーナス償還の 1 回あたりの償還額（数種類の貸付けを借受けている場合は合計額）は、給料月額の10 分の 6 を超えないこと。

(2) 貸付申込時の償還回数、償還額の設定

貸付申込における償還回数、償還額等の設定については、次の〈一般貸付けを申し込むときの例〉を参考にしてください。

(3) 1 回の償還額は、賦金率表で計算できますが、福岡支部のホームページの「貸付金・償還金シミュレーション」でも計算できますので、ご利用ください。

《 福岡支部ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/fukuoka/> 》

〈 一般貸付けを申し込むときの例 〉

毎月償還 100 万円（120 回）、ボーナス償還 100 万円（20 回）で設定した場合、次のとおりとなります。（月利 0.1100% 1 月貸付の場合）

償還区分	貸付金額	償還回数	1 回の償還額	1 回の償還額の算出方法 (月利 0.1100%)
毎月償還	100 万円	120 回	8,900 円	月利 0.1100% の賦金率表 【毎月償還】 120 回の欄 $1,000,000 \times 0.0089000057 = 8,900$ (円未満四捨五入)
ボーナス償還	100 万円	20 回	53,479 円	半年利 0.6600% の賦金率表 【ボーナス償還】 1 月貸付け 20 回の欄 $1,000,000 \times 0.0534786550 = 53,479$ (円未満四捨五入)

6 借換え（差し引き貸付け）

貸付けを受けている者が同一種別の貸付けを受けようとする場合、当該貸付けの未償還元金（既に借り受けた貸付金の残額）を新たな貸付金の額から差し引いて貸付けを行います。ただし、一般貸付けについては借換え前の貸付時から 2 年を経過していないときは借換えを行うことはできません。

また、他の共済組合からの転入（法律に基づくものに限る。）に伴い、他の共済組合への返済のために貸付けを受けた者については、他の共済組合から貸付けを受けた日から2年を経過していれば、借換えを行うことができます。

借換えの場合においても、新規貸付けの場合と同様に審査を行います。

7 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合、支部長はその者に対して貸付けを行いません。ただし、高額医療貸付け・出産貸付けは除きます。

- (1) 貸付申込みの月の末日まで引き続く組合員期間（地方公務員又は国家公務員の引き続く組合員期間を含む。）が6月未満のとき。
- (2) 貸付けを受けている者に対しては、当該貸付けと同一種別の貸付けを行いません。ただし、上記6借換え（差し引き貸付け）を行う場合を除きます。
- (3) 一般貸付けの借換えを行う場合で、既に借受けている貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年間（償還猶予期間を含む。）を経過していないとき。
- (4) 未成年者である組合員に対して貸付けを行う場合で、法定代理人（親権者等）から、金銭消費貸借契約に同意する旨の同意書を徴することができないとき。（未成年者が婚姻している場合を除く。）
- (5) 一般・教育・災害・医療・結婚及び葬祭貸付けの未償還元金の総額（借替申込みの場合はその貸付種別のものを除く。）と申込金額の合計額が700万円を超えるとき。
- (6) 当共済組合への1年間の返済額と当共済組合以外の金融機関への1年間の返済額を合算した額が給料月額の4.8倍を超えるとき。

<当共済組合以外の金融機関の例>

銀行、保険会社、信販会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合、消費者金融、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）、都市再生機構、雇用・能力開発機構、沖縄振興開発金融公庫及び地方公共団体による住宅融資等、都道府県互助会等、個人、その他組合員が借入れを受けている一切の団体等（クレジットカードの一括払いによる支払いは含めません。）

(7) 支部長が償還の確実性がないと認めるとき。

申込人が次の各号のいずれかに該当する場合はいいます。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 現に給与の差押えを受けているとき。 2 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めないとき。 3 貸付保険事故者。(規程違反等の理由で保険会社に譲渡された当共済組合への債務を完済している場合を除く。破産や民事再生で当共済組合への債務を譲渡された場合は当共済組合で貸付けを受けることはできません。) 4 破産の申立てから破産宣告までの間にあるとき、又は破産宣告後 10 年を経過していないとき。 5 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にあるとき、又は再生計画認可決定 10 年を経過していないとき。 6 債務整理について弁護士等に相談しているとき。 7 前各号に掲げるほか、債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めたとき。 |
|--|

※ 平成 18 年 10 月 1 日以降の貸付けから「借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書」(5-65～5-66 頁)の添付を義務づけています。**貸付申込み時の添付書類に虚偽の記載がある場合、貸付事故が発生した場合及び貸付規程に違反した場合は、所属所長に通知を行います。**

(8) 貸付けの制限を受け、引き続き制限事由が解消されていないとき。

8 団体信用生命保険制度(任意加入)

「団体信用生命保険」制度とは、住宅、住宅災害、介護構造もしくは教育貸付けを受けている者が死亡又は高度障害状態になった場合、共済組合に保険金が支払われ、組合員の債務が消滅する制度です。

組合員は、住宅、住宅災害、介護構造又は教育貸付けを受けるに当たり、共済組合と生命保険会社が契約している「団体信用生命保険」に任意で加入できます。

なお、「団体信用生命保険」の保険料は貸付けを受けている者の負担となります。

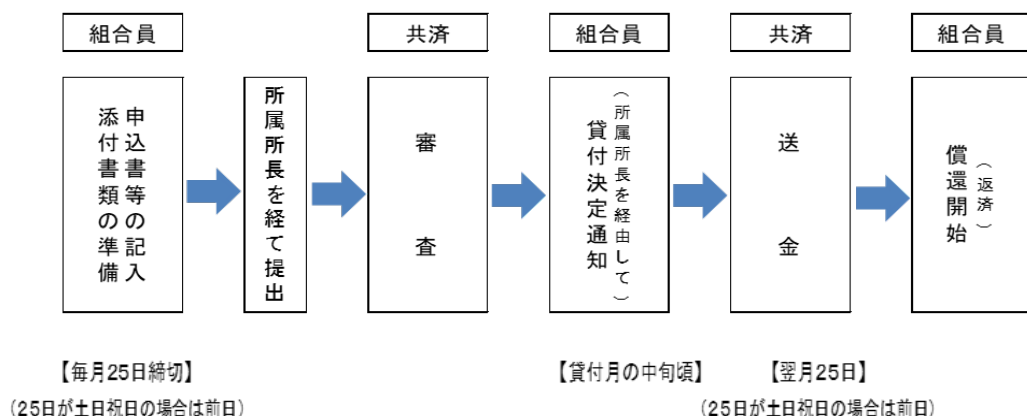
また、「団体信用生命保険」加入者は「債務返済支援保険」制度に併せて加入することができます。

「債務返済支援保険」制度とは、「団体信用生命保険」の適用を受けている者が病気・障害又は所定の精神障害により就業障害状態になったとき、就業障害発生から 30 日を超えた日以降の貸付金の返済金相当額が、保険金として加入者に支払われる制度です。

なお、「債務返済支援保険」制度の保険料も貸付けを受けている者の負担となります。

詳細については、各所属所に配布している「団信制度適用申込の手引」を確認してください。

第2節 貸付けの申込み



※毎月償還は貸付月の翌月の給与から始まります。

※ボーナス償還は貸付月直後の6月または12月のボーナスから始まります。

●●●貸付全般に関する留意事項●●●

クレジットカードにより支払ったもの又はローンを組んで支払ったものは対象となりません(現金で支払ったものが対象です)。また、必要額の範囲内での申し込みとなります。

1 貸付申込書等の様式

申込書等様式については、必ず最新の様式で申し込む必要があります。最新の様式であるか、必ず確認の上、申し込んでください。

2 貸付けの申込み

貸付けの申込みは、申込人が所定の「貸付申込書」(様式第1号又は第2号)、「貸付借用証書」(様式第3号)、「借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書(5-65～5-66頁)」に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、所属所長を経て福岡支部へ提出してください。

貸付申込みの締切日は、毎月25日(土曜、日曜、祝日の場合は前日)です。

申込書提出前にチェック項目(5-10頁参照)を必ず確認してください。

3 貸付けの決定

貸付けを行うことを決定したときは、貸付決定通知書により貸付月の中旬までに所属所長を経由して申込人あて通知します。また貸付決定通知書と併せて償還表及び工事完了報告書様式(住宅・住宅災害・介護構造貸付けのみ)を送付します。

4 貸付日

(1) 貸付日は、貸付申込みの締切日の翌月25日(土曜、日曜、祝日の場合は前日)です。

(2) 貸付金は申込人が指定した申人名義の福岡銀行の口座へ振り込みます。

5 貸付申込みの取消し

貸付申込人が申込みを取り消すときは、「貸付申込取消願」(様式第16号:5-50頁)を福岡支部へ提出してください。貸付予定日の属する月の毎月1日まで取消しが可能です。(例:6月25日貸付予定日の場合、6月1日までに「貸付申込取消

願」を提出すること。)

6 他の支部からの転入者又は他の支部への転出者の貸付金

公立学校共済組合の他の支部で貸付金を償還中の者が福岡支部へ転入してきた場合、又は福岡支部で償還中の者が他の支部へ転出した場合は、異動先の支部で引き続き償還することができます。その場合、異動元の所属所長を経由して異動元の支部へ申し出てください。

7 他の共済組合へ転出する場合の貸付金の取扱い

福岡支部で貸付金を償還中の者が他の共済組合へ転出する場合は、第8節4(1)に該当するため即時償還をしなければなりません。次に掲げる共済組合へ転出する場合は転出後も引き続き償還することができます。

- (1) 福岡県市町村職員共済組合、福岡市職員共済組合、北九州市職員共済組合、地方職員共済組合福岡県支部へ転出する場合は、転出先の共済組合で引き続き償還することができます。その場合は「組合員貸付金に係る償還金の徴収嘱託申出書」(5-67頁)を提出してください。
- (2) 国家公務員共済組合へ転出する場合は、団信加入者(住宅貸付け、教育貸付けの借受人)のみ、転出後も毎月、定期償還額を払い込むことにより引き続き償還することができます。その場合は「国家公務員共済組合へ転出したことに伴う貸付未償還金の償還について(申請)」(様式第31号:5-63~5-64頁)を提出してください。

8 他の共済組合から貸付けを受けている者への貸付け

他の共済組合(法に基づく共済組合又は国家公務員共済組合)からの転入者が、他の共済組合に貸付金を返済するために資金を必要とするときは、貸付限度額の範囲内で他の共済組合の貸付金残高(経過利息を含む)まで貸付けを行うことができます。

この場合、1円単位で申し込むことができます。(ただし、ボーナス償還については50万円単位)なお、第1節7(5)は適用しません。

次の書類を添えて、所属所長を経て福岡支部へ提出してください。

<提出書類>

- 貸付申込書(様式第1号又は第2号)
- 貸付借用証書(様式第3号)
- 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書(様式:5-65~5-66頁)
- 他の共済組合が発行した貸付金残高証明書
- 所属所保管の履歴書(写し)(転入したところまでの履歴の記載があるもの)
※転入先の所属長の奥書証明が必要

〈 他の共済組合から貸付けを受けている者が貸付けを申込みときの例 〉

他の共済組合で住宅貸付けを借り受けて償還中の者が、4月1日付けで公立学校共済組合福岡支部へ転入した場合で、次のようなときは、表のとおりとなります。

- ・ 他の共済組合の未償還元金（3月31日現在）は8,000,000円、1か月分の経過利息が4,400円
- ・ 他の共済組合への納付期限は5月31日（経過利息は2か月分）
- ・ 4月に貸付けを申し込み、貸付日は5月25日
- ・ 未償還元金8,000,000円と経過利息8,800円、合計8,008,800円（360回）を毎月償還4,008,800円（360回）、ボーナス償還4,000,000円（60回）で設定して貸付けを申し込む

償還区分	貸付金額	償還回数	1回の償還額	1回の償還額の算出方法 (月利0.1100%)
毎月償還	4,008,800円	360回	13,492円	月利0.1100%に係る賦金率表 【毎月償還】360回の欄 $4,008,800 \times 0.0033654910 = 13,492$ (円未満四捨五入)
ボーナス償還	4,000,000円	60回	80,510円	半年利0.6600%に係る賦金率表 【ボーナス償還】5月貸付け 60回の欄 $4,000,000 \times 0.0201275493 = 80,510$ (円未満四捨五入)
合計額	8,008,800円			

※ボーナス償還は50万円単位で、申込金額の2分の1以下となります。

＜貸付申込時のチェック項目＞

チェック欄

様式全般	様式は最新のものを使用しているか	<input type="checkbox"/>
	最新の様式でなければ受け付けることができません。貸付申込書及び借用証書については、福岡支部のホームページに見本を掲載しています。（見本をプリントアウトしたものは使用不可、また原本のコピー使用も不可。）借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書についてはホームページに掲載しているものを使用して構いません。	
貸付借用証書関係	ゴム印を使用していないか	<input type="checkbox"/>
	借用証書はゴム印を使用せず、全て自書してください。	
	※欄に記入していないか	
	※欄は福岡支部で記入しますので、記入しないでください。 記入されている場合は受け付けることができません。必ず空欄で提出してください。	
	金額を訂正していないか	<input type="checkbox"/>
	金額の訂正は認められません。新たな用紙を使用して書き直してください。	
貸付申込書関係	借替申込みの場合、借替時の当該貸付の未償還元金を記入しているか	<input type="checkbox"/>
	記載されていないものは、受け付けることができません。必ずご記入の上、提出してください。 なお、償還表を紛失した等の理由で未償還元金がわからない場合は償還表の再交付申請を行ってください。（5-59頁）	
	借替時の当該貸付の未償還元金の額は正しいか	
	未償還元金の金額は償還表の「貸付月」の金額です。 例えば4月に申込みの場合、5月貸付けになるので、5月の未償還元金を記入してください。	
	所属所長の公印があるか	<input type="checkbox"/>
	所属所長の公印がないものは受け付けることができません。必ず所属所長の証明を受けてから提出してください。	
その他全般	「借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書」裏面の当共済組合以外の借入状況について、金融機関等の借入分を正確に記入しているか	<input type="checkbox"/>
	金融機関、教職員互助会、個人、その他借入を受けている一切の団体等からの借入れがある場合は必ず全て記入してください。もし借入れがない場合は、「0」と記入してください。	
	必要額が確認できる書類として見積書を添付していないか	
	見積書は必要額が確認できる書類として認められません。 ただし、注文先等の従業員により「この見積書の内容で注文を受けた」旨の記載及び記名押印されたものであれば、必要額が確認できる書類として認めます。	
	必要額が確認できる書類（契約書、注文書等）は、申込人又はその被扶養者が契約者（発注者）となっているか	<input type="checkbox"/>
	契約者（発注者）に支払義務があり、そのため資金を必要としていることが大前提です。 申込人（組合員）又はその被扶養者が契約者（発注者）でない場合は貸付できません。	
	貸付申込書、貸付借用証書及び借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書に同じ印章を使用しているか	<input type="checkbox"/>
	異なる印章を使用している場合は受け付けることができません。同じ印章を使用してください。	

第3節 一般貸付け等申込みの提出書類及び留意事項

1 一般貸付け等申込みの提出書類(2以降の留意事項も必ず参照してください。)

貸付種別	提出書類
一般貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付申込書(様式第1号) <記入例 5-21 頁> ○ 貸付借用証書(様式第3号) <記入例 5-22 頁> ○ 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書 ○ 必要額が確認できる書類(※1) <p>ただし、送金額(※2)が100万円未満のときは不要</p>
教育貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付申込書(様式第1号) ○ 貸付借用証書(様式第3号) ○ 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書 ○ 教育貸付け必要額明細書(様式第23号:5-57頁) ○ 入学又は修学の事実を証明することのできる書類 <ul style="list-style-type: none"> ・入学前……合格通知書の写し ・入学後……在学証明書(写しは不可) ・外国機関の場合は、様式第24号(5-58頁)又は、和文・英文併記の証明書 ○ 必要額が確認できる書類 <ul style="list-style-type: none"> 【教育機関に支払う費用】 ① 入学金、授業料、制服購入費、教材費等学校から購入・納入を義務付けられているものの額がわかるもので納付期限日が確認できるもの(納付書の写し、納付通知書の写し、学校案内書等で納入義務及び納入金額が判明するもの) ② アパート等の敷金、礼金、家具購入費等の契約書等の写し ③ その他必要額が確認できる書類(※1) 【通学のための交通費】 6箇月定期券(6箇月定期の販売がない場合は、購入可能な最長期間の定期券)の写し等(購入後) 【下宿代・アパート代】 必要額が確認できる賃貸借契約書等(契約期間、家賃、共益費、入寮費、寮費等が確認できる部分を含むもの)の写し 【教育ローン借替えのための費用】 ① 民間金融機関等が発行する教育ローンであることが確認できる残高証明書 ② 過去3箇月の返済が確認できる通帳の写し等 △ 団体信用生命保険申込書(希望者のみ) △ 組合員との関係がわかるもの(戸籍抄本等) <p>※対象者が被扶養者でない場合</p>

貸付種別	提出書類
災害貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付申込書（様式第1号） ○ 貸付借用証書（様式第3号） ○ 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書 ○ 被災の事実を証明することのできる書類 （市区町村、警察署、消防署等の所轄官公署が発行するり災証明書）
医療貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付申込書（様式第1号） ○ 貸付借用証書（様式第3号） ○ 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書 ○ 医師又は歯科医師の診断書 △ 組合員との関係がわかるもの（戸籍抄本等）※対象者が被扶養者でない場合
結婚貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付申込書（様式第1号） ○ 貸付借用証書（様式第3号） ○ 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書 ○ 婚姻を証明することのできるいずれかの書類 <ul style="list-style-type: none"> ① 挙式後入籍の場合・結婚式場の挙式申込受理書の写し又は仲人の証明書 ② 入籍後の場合・・・戸籍抄本等 ③ 内縁関係の場合・・・住民票及び民生委員又は所属所長の証明書 ○ 必要額が確認できる書類（※1） △ 戸籍抄本等（組合員との関係がわかるもの）※対象者が被扶養者でない場合
葬祭貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付申込書（様式第1号） ○ 貸付借用証書（様式第3号） ○ 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書 ○ 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との関係が確認できる戸籍抄本等 ～葬儀又は法事等が事由の場合～ △ 葬祭案内、会葬御礼等の事実を確認できる書類 △ 必要額が確認できる書類（※1④を除く） ～墓地購入の場合～ △ 購入費用及び購入年月日を確認できる書類
高額医療貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高額医療貸付申込書（※3） ○ 高額医療・出産 貸付借用証書（※3） ○ 医療機関が発行する請求書又は領収書
出産貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出産貸付申込書（※3） ○ 高額医療・出産 貸付借用証書（※3） ○ 母子健康手帳の写し ○ 医療機関が発行する出産（予定日）証明書（※3） ～妊娠4か月以上で、異常分娩又は母子保護法に基づく人工中絶の場合～ △ 医療機関が発行する請求書又は領収書の写し

貸付種別	提出書類
特別貸付け	<ul style="list-style-type: none"> ○ 貸付申込書（様式第1号） ○ 貸付借用証書（様式第3号） ○ 借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書 ○ 必要額が確認できる書類（※1） ただし、送金額（※2）が100万円未満のときは不要 ○ 任用期間が確認できる辞令の写し

○・・・必要書類 △・・・該当する場合のみ提出する書類

証明書等は、発行の日から3月以内のものとし、
 大学教職員は、貸付申込時に雇用形態証明書（別紙様式：5-68頁）を提出してください。
 上記の書類のほか、実情に応じて添付書類の提出を求める場合があります。

（※1）必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類で発行年月日が確認できるものです。

ただし、貸付申込時に支払いが完了している場合は、支払内容のわかる領収書の写しを提出してください。（領収書の宛名は本人名義に限ります。）

- ① 契約書の写し（申込人が契約者であること）
- ② 請書の写し（申込人が契約者であること）
- ③ 請求書の写し（申込人宛であること）
- ④ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し（見積書だけでは不可）

《注意事項》

・支払いが完了している場合、申込みは支払日から1月以内とします。領収書の写しは申込1月前までのものに限り、

・「④見積書の写し及び注文を証明できる書類」について、見積書に注文先の従業員により注文を請けた旨が明記された上、押印されたものである、これを「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱います。

見積書だけでは認められません。

・注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することができます。

（※2）借換えの場合は、申込金額から当該貸付の未償還元利金を差し引いた金額です。

（※3）申込書等は別に定めていますので、必要な場合は福岡支部へご連絡ください。

2 貸付全般に関する留意事項

クレジットカードにより支払ったもの又はローンを組んで支払ったものは対象となりません。（現金払い分が対象です。）また、必要額の範囲内でのお申込みとなります。

3 一般貸付けに関する留意事項

- (1) 申込事由が生活資金としての借入れや他の借入金を返済する目的では、制度の目的から貸付けを行いません。
- (2) 送金額が100万円以上となる場合は、必要額が確認できる書類（5-13頁※1参照）を添付してください。
- (3) 借換えを行う場合は、既に借受けている貸付金を交付した日の属する月の初日から起算して2年を経過していなければなりません。
 （例えば、前回貸付日が令和2年4月25日の場合は、令和4年4月1日を2年経過日とみなします。この場合、4月1日から借換え可能となるため、令和4年4月25日貸付分（令和4年3月25日提出締切）から申込みが可能となります。）
- (4) 既に必要額を支払った後の申込みは、支払日から1月以内とします。

4 教育貸付けに関する留意事項

- (1) 対象者が被扶養者でない子、孫又は兄弟姉妹の場合、続柄を確認するための資料として戸籍抄本等が必要です。
- (2) 入学前の申込みには合格通知書（写し）、入学後の申込みには在学証明書（原本）を添付してください。
- (3) 理事長が定める要件に該当する外国の教育機関とは、入学（修学又は受講）する課程の修業年限が3月以上であり、かつ正規の教育課程の修業年限が1年以上である教育機関をいいます。様式第24号（5-58頁）又は、和文・英文併記の証明書を提出してください。
- (4) 「入学又は修学するために資金を必要とする場合」の費用は、貸付日からおおむね1年以内（同一年度内に限る）に必要とする費用で、入学金、授業料、その他の諸経費など学校に納入するもののほか、下宿代、アパート代、通学のための交通費（通学定期券代）等になります。なお、入学試験に係る費用や生活費等は含みません。
 （対象となる費用）
 - ・ 制服や教材の購入費等
 - ・ 通学のため転居した場合におけるアパートの敷金・礼金・家具等の購入費用
 - ・ 通学のため必要となる下宿代・アパート代・寮費等の家賃に相当する費用
 - ・ 入学のための旅費・交通費
 - ・ 全寮制の学校における入寮費や寮費（食費や光熱費代等が固定費用として含まれている場合は貸付け対象。）
 - ・ 寄付金（納付が義務付けられている場合や領収書を徴することができる場合に限る。）
- (5) 「教育貸付け必要額明細書」（様式第23号：5-57頁）及び必要額が確認できる書類（5-11頁参照）を添付してください。

- (6) 共済組合の貸付日が入学金等の支払期日より遅れることにより金融機関等からの融資（つなぎ融資）を受けて代金を完納している場合等は、貸付けの対象とします。（支払後の申込みは、支払日から1ヶ月以内とします。その場合は、払込領収書の写しが必要となります。）
- (7) 償還中の民間金融機関等で借入れ中の教育を事由とする貸付け（教育ローン）の借換えも貸付けの対象とします。返済に必要な金額は1円単位で貸付けを行い、借換え時に新たに必要となる学費等分上乗せする場合には、新たに必要となる金額を10万円単位とし、返済に必要な金額（1円単位）と合算します。
- （具体例）
- $$\begin{array}{rccccccc}
 1,234,567 \text{ 円} & + & \text{新規（上乗せ）額} & 555,500 \text{ 円} & = & 1,790,067 \text{ 円} \\
 \downarrow & & & \downarrow & & \downarrow \\
 1,234,567 \text{ 円} & + & \text{新規（上乗せ）額} & 500,000 \text{ 円} & = & 1,734,567 \text{ 円}
 \end{array}$$
- (8) 通学のための交通費は、おおむね1年間に通学のために必要となる交通費について、貸付けの対象とします。ただし、6ヶ月通学定期券を2倍にした額を限度とし、6ヶ月定期券の販売がない場合は、3ヶ月定期券代等、購入可能な最長期間の定期券代を1年分合計した額が限度となります。また、スクールバス代については、授業料等に含まれる場合やスクールバス代が6ヶ月以上の期間について一括払いとなっている場合で、かつ書類で確認できる場合に限り対象とします。
- (9) 団体信用生命保険への加入を希望する場合は所定の申込書を一緒に提出してください。その場合、加入者は、債務返済支援制度への加入の適用・非適用についても併せて申し込んでください。

5 災害貸付けに関する留意事項

- (1) その他の非常災害とは、交通事故、盗難などの不慮の災害をいい、病気等は該当しません。
- (2) 災害貸付けの申込期限は、り災後3月以内とします。

6 医療貸付けに関する留意事項

- (1) 対象者が被扶養者でない配偶者、子、孫、兄弟姉妹及び父母（配偶者の父母を含む。）の場合は、続柄を確認するための資料として戸籍抄本等が必要です。
- (2) 「医療を受けるために資金を必要とする場合」の費用は、医療費として医療機関に支払う費用のほか、療養のために要する諸費用（付添料、通院費、日常雑費等）とします。
- (3) 医療貸付けの申込期限は、治癒した日から1月以内とします。

7 結婚貸付けに関する留意事項

- (1) 6月以内に結婚する者に対し貸付けを行います。ただし、支部長が特に必要と認めた場合は、結婚した日から6月以内の者にも貸付けを行うことができます。（ただし、支払後の申込みは支払日から1月以内とします。）

- (2) 挙式費用については結婚（入籍）した日から6月経過していても構いません。
（ただし、支払後の申込みは支払日から1月以内とします。）
- (3) 対象者が被扶養者でない子の場合は、続柄を確認するための資料として戸籍抄本等が必要です。
- (4) 内縁関係にある者は、民生委員又は所属所長の証明書に住民票を添付してください。
- (5) 婚姻を証明する書類として、既に入籍している場合は戸籍抄本等、挙式後入籍する場合は結婚式場の挙式予約が証明できる書類を提出してください。
- (6) 必要額が確認できる書類（5-12 頁参照）を添付してください。

8 葬祭貸付けに関する留意事項

葬祭貸付けは、平成8年7月1日以降の死亡に係る葬祭を対象としています。

- (1) 葬祭対象者の死亡の事実及び組合員との続柄が確認できる戸籍抄本等が必要です。
- (2) 葬祭貸付けの貸付事由における葬祭とは、次に掲げるものです。
 - ア 葬祭対象者に係る葬儀
 - イ 葬祭対象者の死亡の日から2月以内に行われる当該葬祭対象者に係る服喪及び追悼等のための行事
 - ウ 葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得及び墓石の建立（これらとともに行われる祭祀を含む。）
- (3) 葬儀又は法事を事由に申し込む場合は、葬儀等を行うことを明らかにする葬祭案内、会葬御礼等が必要です。
- (4) 必要額が確認できる書類（5-12 頁参照）を添付してください。
- (5) 葬祭対象者の死亡に伴う墓地の取得の場合は、購入日が確認できる書類が必要です。ただし、契約書等で購入日が確認できる場合は不要です。

9 高額医療貸付けに関する留意事項

- (1) 高額医療貸付けは、月2回（10日、25日）貸付けを行います。
- (2) 高額医療貸付申込書等は別に定めていますので、必要な場合は福岡支部へ連絡してください。
- (3) 任意継続組合員は直接福岡支部あてに申し込んでください。
- (4) 保険医療機関等が発行する診療報酬請求書（写し）又は領収書（写し）が必要です。
- (5) 高額医療貸付けの貸付金額は千円単位とします。
- (6) 高額医療貸付けの利息はありません。
- (7) 高額医療貸付けは、組合員に支給される高額療養費から控除します。
- (8) 高額医療貸付けは1回で償還しますので、償還表は発行されません。
- (9) 限度額適用認定を受けた場合は貸付けを行いません。

10 出産貸付けに関する留意事項

- (1) 出産貸付けは原則として毎月25日に貸付けを行います。妊娠4月以上で医療機関に一時的な支払いが必要になった場合は、月2回（10日、25日）貸付けを行います。

- (2) 出産貸付申込書等は別に定めていますので、必要な場合は福岡支部へ連絡してください。
- (3) 任意継続組合員は直接福岡支部あてに申し込んでください。
- (4) 申込みに当たり、母子健康手帳の写し（表紙部分）及び出産予定日まで2月以内（多胎の場合は4月以内）であることを証明する書類が必要です。
- (5) 妊娠4月以上で異常分娩又は母体保護法に基づく人工中絶により医療機関等に一時的な支払いが必要となった場合は、医療機関等の請求書又は領収書の写しが必要です。
- (6) 出産貸付けの貸付金額は千円単位とし、500,000円の範囲内で貸付けます。産科医療補償制度（3-31頁参照）に加入する医療機関等での出産でない場合は488,000円の範囲です。（令和5年4月から）
- (7) 医療機関等への出産費等の直接支払制度（3-31頁参照）を利用する場合は、出産貸付けを受けることはできません。
- (8) 出産貸付けの利息はありません。
- (9) 出産貸付けは、組合員に支給される出産費又は家族出産費から控除します。
- (10) 出産貸付けは1回で償還しますので、償還表は発行されません。

11 特別貸付けに関する留意事項

再任用組合員等に対する特別貸付けは、次のとおりとします。

(1) 貸付けの制限

貸付けを受けようとする者が、次のいずれかに該当する場合、支部長はその者に対して、貸付けを行いません。

- ① 引き続き組合員期間が6月以上ないとき。
- ② 支部長が償還の確実性がないと認めるとき。
- ③ 償還開始が翌年度になるとき。

(2) 貸付けの限度額

$$\boxed{\text{給料月額（※1）}} \times 3/10 \times \boxed{\text{残任期月数（※2）}} = \boxed{\text{貸付限度額（※3）}}$$

（※1）貸付申込時点の給料月額。

（※2）貸付金交付の日の属する月の翌月から任期終了までの間における月数。

（※3）貸付限度額は、上記算出式で得られた額の範囲内で10万円単位とし（10万円未満切捨）、200万円を超える場合は、200万円。

(3) 償還

- ① 特別貸付けの償還方法は毎月償還のみとします。
- ② 特別貸付けの償還回数は残任期月数以内とします。
- ③ 特別貸付けの申込期間は再任用期間とします。ただし、償還開始日が任用期間終了後になる場合は貸付申込みはできません。
- ④ 特別貸付けには償還猶予は適用できません。

第4節 一般貸付け等貸付申込書の記入要領

1 貸付申込書（様式第1号）〈記入例 5-21頁〉

① 一般的事項について

ア 数字はすべて算用数字を使用すること。

イ 申込書の記入箇所の訂正は次の要領によること。（訂正印は不要）

（例）申込金額の訂正・・・150万円→200万円の申込みに変更

20

~~15~~

② 所属所コード等について

ア 所属所コード、組合員証番号は必ず記入すること。

イ [一般(11)・特別(12)・教育(41)・災害(51)・医療(61)・結婚(71)・葬祭(72)]
のいずれかを「○」で囲むこと。

ウ 貸付区分及び償還区分は、どちらか該当する区分を「○」で囲むこと。

③ 申込金額、内訳、償還回数及び償還額について

貸付種別	一般	教育	災害	医療	結婚	葬祭	特別
貸付限度額	200万円	550万円	200万円	120万円	200万円	200万円	200万円
償還回数	120回以内	250回以内	120回以内	110回以内	120回以内	120回以内	残任期 月数以内
1回の償還額	貸付規程（賦金率表）で求めた額						

※ 1回の償還額は、賦金率表で計算できますが、福岡支部ホームページの「貸付金・償還金シミュレーション」でも計算できますので、ご利用ください。

《 福岡支部ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/fukuoka/> 》

ア 申込金額は、貸付限度額の範囲内で記入すること。

イ 内訳は、申込金額の毎月償還分とボーナス償還分の内訳を記入すること。

ウ 毎月償還の償還回数は、貸付種別ごとに定められている償還回数以内とすること。

1回の償還額は賦金率表等で求めた額を記入し、給料月額の10分の3を超えないこと。複数の貸付けを借受けている場合は、その毎月償還額の合計額が給料月額の10分の3を超えないこと。

エ ボーナス併用償還の場合のボーナス償還金額・償還回数・1回の償還額は、次のことを考慮して設定すること。

- ・ボーナス償還に充てる金額は、申込金額の2分の1以内で50万円単位とすること。

- ・ボーナス償還の償還回数は毎月償還の6分の1以内の回数とすること。

- ・ボーナス償還の1回の償還額は賦金率表等で求めた額を記入し、給料月額10分の6を超えないこと。複数の貸付けを借受けている場合は、そのボーナス償還額の合計額が給料月額10分の6を超えないこと。

※ 特別貸付けはボーナス併用償還を選択できません。

- ④ 給料月額等について
- ア 給料月額は、給料、教職調整額、加算額及び給料の調整額の合計額を記入すること。（共済掛金の算定の基礎となる標準報酬月額ではありません。）
- イ 給料月額の10分の3の額（毎月償還の償還限度額）を記入すること。（円未満切捨）
- ウ 給料月額の10分の6の額（ボーナス償還の償還限度額）を記入すること。（円未満切捨）
- エ 借換時の当該貸付けの未償還元金は、同一種別の貸付けを受けていて未償還元金があるときに記入すること。未償還元金の額は申込みの月ではなく、**貸付けを受ける月の額**を「償還表」で確認して記入すること。記入がない場合は、申込みを受け付けることができません。
- ⑤ 申込事由は、貸付区分に応じ以下のように具体的に記入すること。
- ア 一般貸付け・特別貸付け …… 車購入のため、パソコン購入のためなど
（「物品購入」のみでは不可）
- イ 教育貸付け …… 高等学校入学のため、大学で修学のためなど
- ウ 災害貸付け …… 交通事故のため、台風〇〇号で被災のためなど
- エ 医療貸付け …… 医療機関への支払いのためなど
- オ 結婚貸付け …… 挙式・披露宴費用のため、新婚旅行費用のため、子供の挙式費用のためなど
- カ 葬祭貸付け …… 葬祭・法事・墓地取得のためなど
- ⑥ 対象者氏名は、申込事由に該当する対象者氏名及び続柄を記入すること。（申込人本人の場合は記入省略可）
- ⑦ 入学又は修学する学校名は、該当する学校名を記入すること。（教育貸付けのみ記入）
- ⑧ 給与支給機関欄は、以下のように記入すること。
- ・小、中学校などの義務教育学校 …… 〇〇教育事務所
 - ・高等学校、大学、その他 …… 〇〇高等学校、〇〇大学、その他所属所名
- ⑨ 借受中の貸付金の償還額は、借受中の貸付けがあれば、貸付種別ごとに、毎月償還・ボーナス償還それぞれ1回当たりの償還額と合計を記入すること。
- ⑩ 貸付金送金口座について
- ・共済組合に届け出している預金口座以外に振込みを希望する場合は必ず記入すること。
 - ・受取金融機関は福岡銀行とすること。
 - ・口座は申込人名義のものとすること。
- ⑪ 団体信用生命保険は、適用、非適用について「○」で囲むこと。（教育貸付けのみ記入）
- ⑫ 申込人欄について（自書すること。ゴム印の使用は不可。）
- ア 申込年月日は、所属所長に提出する日を記入すること。
- イ 所属所名は、給与所属所を記入すること。電話番号も記入すること。
- ウ 現住所は、住民票の住所を記入すること。自宅の郵便番号、電話番号も記入すること。
- エ 資格取得年月日
- ・共済組合員となった最初の日を記入すること。

・他の共済組合から転入した者は、他の共済組合で最初に組合員となった日を記入すること。（引き続いている場合）

・他支部から転入した者は、他の支部で最初に組合員となった日を記入すること。（引き続いている場合）

オ 職名は、補職名を記入すること。（校長、教頭、事務長、教諭、事務次長など）

カ 氏名は、楷書で記入し、フリガナを記入すること。（**自書すること。ゴム印の使用は不可。**）

キ 押印は「貸付借用証書」及び「借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書」と同じ印章を使用し、鮮明であること。

ク 年齢は、申込時の満年齢を記入すること。

⑬ 所属所長の証明について

貸付申込みに当たっては所属所長の証明を必ず受けること。

- ・証明年月日は証明した日を記入すること。
- ・所属所名・所属所長名はゴム印で構わない。
- ・所属所長印章は公印を使用すること。

2 貸付借用証書（様式第3号）〈記入例5-22頁〉（自書すること。ゴム印の使用は不可。）

① 組合員証番号を記入すること。

② 〔一般・特別・教育・災害・医療・結婚・葬祭〕のいずれかを「○」で囲むこと。

③ 借入金額は算用数字を使用すること。借入金額は訂正ができないので、金額を間違えた場合は新たな用紙を使用すること。

④ **※印の日付欄（借入日）は記入しないこと。（福岡支部で貸付日を押印します。）**

⑤ 借受人欄について

ア 所属所名は、給与所属所を記入すること。電話番号も記入すること。

イ 現住所は、住民票の住所を記入すること。自宅の郵便番号、電話番号も記入すること。

ウ 職名は、補職名を記入すること。（校長、教頭、事務長、教諭、事務次長など）

エ 氏名は、楷書で記入し、フリガナを記入すること。

オ 押印は「貸付申込書」及び「借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書」と同じ印章を使用し、鮮明であること。

(様式第1号)

所属所コード	29000001
組合員証番号	0076543

※貸付番号

一般(11) 特別(12) 教育(41) 災害(51)
 医療(61) 結婚(71) 葬祭(72) (○で囲む)

貸付申込書

18

貸付区分 (○で囲む)
新規 (借替)

申込金額	千円	百円	十円	円
	7	4	0	0

償還区分 (0毎月)	(1併用)
------------	-------

内訳	毎月償還	13000000円	希望する償還回数	毎月償還	100回	一回の償還額	1373.5円
	ボーナス償還	5000000円		ボーナス償還	15回		35044円

給料月額	394,784円	借受中の貸付金の償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
給料月額の3/10に相当する額	118,435円		一般貸付け	12,857円	
給料月額の6/10に相当する額	236,870円		特別貸付け		
借替時の当該貸付けの未償還元金	251,123円		住宅貸付け	12,018円	60,342円
申込事由	車の購入		介護構造部分の貸付け		
対象者氏名 (一般及び特別貸付け以外は記入 続柄は本人以外の時記入)	続柄 ()		住宅災害貸付け		
入学又は修学する学校名 (教育貸付けの場合のみ記入)			教育貸付け		
給与支給機関 ()	〇〇教育事務所		災害貸付け		
			医療貸付け		
			結婚貸付け		
		葬祭貸付け			
		合計	24,875円	60,342円	

福岡銀行	支店名	支店コード	口座番号	団体信用生命保険 (教育貸付けのみいずれかを○で囲む)
0177	支店			1.適用 2.非適用

* 支店名・支店コード・口座番号は、共済組合に届け出している預金口座に振込を希望する場合には記入しないで下さい。

公立学校共済組合貸付規程に基づいて、一般貸付保険の適用を受けるとし、上記の金額を借り受けたいので、
 申し込みます。

令和2年1月16日

公立学校共済組合福岡支部長 殿

申込人(自書)	所属所名	公立共済小学校		電話	092-641-XXXX
	現住所	〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7		電話	092-643-XXXX
	組合員資格取得年月日	平成12年4月1日		(組合員期間 19年10月)	
	職名	フリガナ	マイダシ チヨコ	年齢	
		氏名	馬出 千代子		満45歳

上記の記載は、事実と相違ないことを証明します。

令和2年1月16日

所属所名 公立共済小学校
 所属所長名 公立次郎

公立共
 済小学
 校長之印

審査	データ処理
----	-------

貸付申込締切は毎月25日(必着)

(様式第3号)

組合員証番号						
0	0	7	6	5	4	3

※ 貸付番号 号

一般 ・ 特別 ・ 住宅 ・ 住宅災害
 介護構造(住宅) ・ 介護構造(住災)
 教育 ・ 災害 ・ 医療 ・ 結婚
 葬祭 ・ 特例住宅災害
 介護構造(特例住宅災害) (○で囲む)

貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
		1	8	0	0	0	0	0

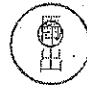
公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じさせていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかにかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日
(年月日は記入しないでください。)

公立学校共済組合福岡支部長 殿

借 受 人	所属所名	公立共済小学校		(TEL)092-641-XXXX
	現住所	〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7		(TEL)092-643-XXXX
	職名	フリガナ	マイダシキヨコ	
	教諭	氏名	馬出千代子	

- 注 意
- ※印の欄は、記入しないこと。
 - 借用証書は自書すること(ゴム印は使用しないこと。)
 - 貸付申込書及び借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書の印章と同じ印を押印すること。

第5節 住宅貸付け等申込みの提出書類及び留意事項

1 貸付事由

住宅・住宅災害・介護構造貸付けは、組合員が住居として用いる住宅の新築等のための貸付けであり、賃貸住宅等の投資目的又は別荘の購入に対しては貸付けを行いません。

2 住宅・住宅災害・介護構造貸付け申込みの提出書類

	建築等					購入等			借入れ	
	新築	増改築	移築	修理	敷地の補修	敷地	住宅	敷地付住宅 (マンション等)	敷地	住宅
貸付申込書 (様式第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
貸付借用証書 (様式第3号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
借入状況等申告書兼貸付事業 における個人情報に関する同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
団体信用生命保険申込書 (希望者のみ)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
工事請負契約書の写し	○	○	○	○	○					
不動産売買契約書の写し						○	○	○		
敷地の土地登記事項証明書	○	○	○		○	○	○	○	○	
住宅の建物登記事項証明書		○	○	○			△ (登記済みの場合)	△ (登記済みの場合)		○
敷地の地目が 田・畑になっている場合	○		○			○			○	
敷地の名義が 申込人以外の場合	○	○	○		○		○			
住宅の名義が 申込人以外の場合		○		○						
建築確認済証の写し (建築確認が不要の地域 では建築工事届出書)	○	○	○				△ (未登記の場合)	△ (未登記の場合)		
平面図・配置図 (修理は住宅全体の平面図 敷地補修は補修箇所の平面図又は写真)	○	○	○	○	○		○	○		○
住宅新築工事に係る誓約書 (様式第15号)						○			○	
賃貸借契約書の写し									○	○
り災証明書					△					

○…必要書類 △…該当する場合のみ提出する書類

《注意事項》

- (1) 証明書等は、発行の日から3月以内のものとします。
- (2) 建設中の物件を購入する場合は「住宅の建物登記事項証明書」に代えて「建築確認済証」（写し）とします。
- (3) 前頁の書類のほか、実情に応じて必要な書類の提出を求めます。（以下は例）
 - ① 市街化調整区域内の敷地を購入する場合
県知事の開発行為許可書（写し）
 - ② 購入する敷地又は新築する敷地の地目が農地（田、畑）の場合
農地転用許可書（写し）又は農地転用受理証明書（写し）
 - ③ 購入する敷地の地目が山林、原野、雑種地の場合
都市計画法に基づく証明書
 - ④ 裁判所の競売物件を購入する場合
裁判所の競売決定証明書（写し）
 - ⑤ 裁判所の差押え（仮差押えを含む。）物件を購入する場合
裁判所の解除通知書（写し）又は債権者の取り下げ書（写し）
 - ⑥ 購入物件に公団等の買戻特約が設定されている場合
公団等の再譲渡承諾書（写し）
 - ⑦ 購入物件に仮登記が設定されている場合
 - ・仮登記権利者の承諾書（写し）
 - ・仮登記権利者の印鑑証明書（写し）
 - ⑧ 購入物件が未登記の場合
占有者（所有者）の固定資産税納税証明書
 - ⑨ 購入物件の所有者がすでに死亡している場合
相続権者の戸籍謄本及び全員の売買に関する承諾書（同意書）
 - ⑩ 不動産売買契約書の売り主と登記事項証明書の所有権者が異なる場合
 - ・売渡証書の写し又は売買契約書の写し等登記上の所有者から所有権が移動していることを証明できるもの
 - ・売主を代理人に委任しているときは、委任状の写し又は販売委託契約書の写し

3 住宅所有者に対する貸付け

- (1) 組合員が現に自己所有（配偶者を含む。）の住宅がある場合でも、住み替えを行うための建物取得に対しては貸付けを行います。
この場合において、当共済組合の住宅貸付けの未償還元金があるときは借換えにて申し込むことができます。
- (2) 組合員が現に自己所有（配偶者を含む。）の住宅がある場合、敷地のみの購入に対しては貸付けを行いません。
ただし、その敷地に1年以内に組合員が居住するための住宅を建設する工事請負契約がなされているときは、敷地のみの購入に対しても貸付けを行います。

4 定年退職前の貸付け

賃貸住宅等に居住の組合員が退職後の生活等に備えて、将来（5年以内程度）住居として用いるための土地又は住宅を新築等する場合は、すぐに住居として用いなくても貸付けの対象とします。

5 添付書類の省略

夫婦とも福岡支部の組合員で、同一物件に対して同時に申し込む場合は、「住宅新築工事に係る誓約書」（様式第15号：5-49頁）を除き、戸籍謄本（抄本）をもって一方の添付書類を省略することができます。

6 売買契約書（工事請負契約書も含む）

不動産売買契約又は工事請負契約は最も重要で法的な取引行為を定めるものですので、内容を十分確認して締結してください。

- (1) 代金の支払日は必ず明記してください。（支払日が共済組合の貸付日前となっている金額は貸付けの対象となりませんが、金融機関から融資（つなぎ融資）を受けて売買代金を完納している場合は、このことがわかる書類の写しを提出することで受け付けます。）
- (2) 契約書の印紙は印紙税法に基づく印紙を貼付してください。
- (3) 購入物件に抵当権が設定されている場合は、所有権移転登記までに抵当権の抹消を行ってください。（その物件の購入・新築等を行った際の債務者が申込人本人であるものを除きます。）
- (4) 申込人が契約者となっているものが貸付けの対象となります。
- (5) 事実と異なる内容の契約書では受け付けることができません。契約内容に変更がある場合は変更契約を結ぶなどして事実即した内容となるようにしてください。

7 建築確認済証

- (1) 確認済証（写し）及び確認申請書（写し）は、全ての頁を提出してください。
- (2) 確認申請後、設計変更をして「建築確認変更届」が行われたときは、その通知があったものの写しを提出してください。

8 平面図・配置図（間取りがわかるもの）

- (1) 新築、増改築は平面図及び配置図が必要です。
- (2) 増改築、修理の場合は、全体の平面図に増改築、修理箇所を朱書きしてください。
- (3) マンション等の購入は、パンフレット等の平面図で構いません。
- (4) 中古住宅購入で平面図がない場合は、手書きの平面図で構いません。
- (5) 10㎡以内の増築は、修理として取り扱います。

9 地方公共団体・公団・公社等の物件

売買契約書又は分譲（予定）証明書（売買金額、面積、物件引渡日が明記されたもの）が必要です。この場合、敷地及び住宅の登記事項証明書は省略できます。

10 区画整理事業に基づく仮換地、保留地の物件

売買契約書及び敷地の登記事項証明書に代えて仮換地又は保留地証明書（土地区画整理組合が証明したもので、地番、面積及び所有権移転登記の時期が明記されたもの）が必要です。

11 住宅建築に係る承諾書

借地（組合員名義以外の敷地）に新築等をするときは、敷地所有者の住宅建築にする「工事承諾書」（様式第14号：5-48頁）が必要です。ただし、組合員と共有している敷地の場合及び敷地所有者が同居の親族で、次の（1）又は（2）に該当するときは承諾書を省略できます。

なお、省略する場合は、同居の親族を確認するために住民票の謄本を必ず提出してください。

- （1）組合員の配偶者、子
- （2）組合員の父母、配偶者の父母

12 住宅増改築（修理）に係る同意書

2親等以内の親族名義の住宅に組合員が居住し、その住宅を増改築又は修理するために申込む場合は、住宅所有者の「増改築（修理）同意書」（様式第21号：5-55頁）が必要です。

ただし、組合員と共有している住宅の場合及び住宅の所有者が同居の親族で、次の（1）又は（2）に該当するときは同意書を省略できます。

なお、省略する場合は、同居の親族を確認するために住民票の謄本を必ず提出してください。

- （1）組合員の配偶者、子
- （2）組合員の父母、配偶者の父母

13 住宅新築工事に係る誓約書

敷地の購入又は借入れのために貸付けを受ける場合、貸付けを受けた日から5年以内にその敷地に住宅を建築しなければなりません。

当該事由による貸付けの申込人は、貸付申込時に「住宅新築工事に係る誓約書」（様式第15号：5-49頁）を提出してください。

14 住宅災害貸付けに関する事項

住宅災害貸付けの新築等とは次の場合も含まれます。

- (1) 住宅及び敷地の崩壊により修復不可能であり、他の敷地付き住宅を購入する場合又は住宅等を賃貸する場合。
- (2) 住宅及び敷地の崩壊により修復不可能であり、他の敷地を購入する場合。（5年以内の建築義務あり）
- (3) 住宅災害貸付けの申込みには「り災証明書」が必要です。
- (4) 住宅災害貸付けは、り災後1年以内に資金を必要とする場合とします。

15 介護対応住宅貸付けに関する事項

- (1) 「在宅介護対応住宅の新築等に係る申立書」（様式第20号：5-54頁）が必要です。
 - (2) 住宅金融支援機構のバリアフリーとの併用申込みの場合は、建築確認申請機関が発行した「設計（変更）審査に関する通知書」を提出してください。
 - (3) 住宅金融支援機構のバリアフリーを併用しないときは次の見積書が必要です。
 - ① 工事全体を普通構造でした場合の見積書
 - ② 工事全体を介護構造でした場合の見積書
- ※「工事見積書」は工事種別ごとに材料、単価、数量、金額が詳細に記入されたものに限ります。
- (4) 要介護者に配慮した（介護対応）住宅の構造とは、次の①、②に掲げる基準例によるものとします。

なお、介護構造貸付けについては、普通構造部分に係る貸付けがない場合でも貸付けることができます。

また、介護構造貸付けについては、申込時における要介護者の有無は問いません。

① 介護対応構造（アからウの要件は必ず満たしていること。）

- ア 段差の解消
- イ 手すりの設置又は設置可能な下地の補強
- ウ 車椅子が使用できる幅の廊下、居室等
- エ 洋式で広いトイレ
- オ 入浴しやすい浴室

② 介護機器の設置

- ア ホームエレベーターの設置
- イ 天井走行リフト
- ウ 階段昇降機

第6節 住宅貸付け等貸付申込書の記入要領

1 貸付申込書（様式第2号）〈記入例5-32頁〉

① 一般的事項について

ア 数字はすべて算用数字を使用すること。

イ 申込書の記入箇所の訂正は次の要領によること。（訂正印は不要。）

（例）申込金額の訂正・・・1,500万円→1,800万円の申込みに変更

180

~~150~~

② 所属所コード等について

ア 所属所コード、組合員証番号は必ず記入すること。

イ 〔住宅(31)・住宅災害(21)・介護構造部分に係る(住宅・住宅災害・特例住宅災害)(81)〕のいずれかを「○」で囲むこと。

ウ 住宅貸付けと併せて介護構造貸付けを申し込む場合は、「介護構造部分の貸付け有」を「○」で囲むこと。

エ 介護構造貸付けと併せて住宅貸付けを申し込む場合は、「普通構造部分の貸付け有」を「○」で囲むこと。

オ 貸付区分及び償還区分は、どちらか該当する区分を「○」で囲むこと。

③ 申込金額、内訳、償還回数及び償還額について

貸付種別	住宅貸付け	住宅災害貸付け	介護構造貸付け
貸付限度額	1,800万円	1,900万円	300万円
償還回数	360回以内	360回以内	360回以内
1回の償還額	貸付規程（賦金率表）で求めた額		

※ 1回の償還額は、賦金率表で計算できますが、福岡支部ホームページの「貸付金・償還金シミュレーション」でも計算できますので、ご利用ください。

《 福岡支部ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/fukuoka/> 》

ア 申込金額は、貸付限度額の範囲内で記入すること。

イ 内訳は、申込金額の毎月償還分とボーナス償還分の内訳を記入すること。

ウ 毎月償還の償還回数は、貸付種別ごとに定められている償還回数以内とすること。
1回の償還額は賦金率表等で求めた額を記入し、給料月額の10分の3を超えないこと。複数の貸付けを借受けている場合は、その毎月償還額の合計額が給料月額の10分の3を超えないこと。

エ ボーナス併用償還の場合のボーナス償還金額・償還回数・1回の償還額は、次のことを考慮して設定すること。

・ボーナス償還に充てる金額は、申込金額の2分の1以内で50万円単位とすること。

・ボーナス償還の償還回数は毎月償還の6分の1以内の回数とすること。

・ボーナス償還の1回の償還額は賦金率表で求めた額を記入し、給料月額の10分の6を超えないこと。複数の貸付けを借受けている場合は、そのボーナス償還額の合計額が給料月額の10分の6を超えないこと。

④ 給料月額等について

ア 給料月額は、給料、教職調整額、加算額及び給料の調整額の合計額を記入すること。（共済掛金の算定の基礎となる標準報酬月額ではありません。）

イ 組合員期間は申込月の末日までの組合員期間を記入すること。

ウ 給料月額の10分の3の額（毎月償還の償還限度額）を記入すること。（円未満切捨）

エ 給料月額の10分の6の額（ボーナス償還の償還限度額）を記入すること。（円未満切捨）

- オ 借換時の当該貸付けの未償還元金は、同一種別の貸付けを受けていて未償還元金があるときに記入すること。未償還元金の額は申込みの月ではなく、貸付けを受ける月の額を「償還表」で確認して記入すること。記入がない場合は、申込みを受け付けることができません。
- ⑤ 申込事由は、該当する事由（1～14）を「○」で囲むこと。
- ⑥ 借受中の貸付金の償還額は、借受中の貸付けがあれば、貸付種別ごとに毎月償還・ボーナス償還それぞれ1回当たりの償還額と合計を記入すること。
- ⑦ 購入又は工事完了予定年月日について
- ア 住宅の新築は工事請負契約書の工事完了日又は最終支払日のどちらか遅い方の日付を記入すること。
- イ 敷地、住宅購入は契約書の物件引渡日又は最終支払日のどちらか遅い方の日付を記入すること。
- ウ 住宅の修理等は工事完了日を記入すること。
- ⑧ 給与支給機関欄は、以下のとおり記入すること。
- ・小、中学校などの義務教育学校 ……○○教育事務所
 - ・高等学校、大学、その他 ……○○高等学校、○○大学、その他所属所名
- ⑨ 貸付限度額の算定について
- ア 組合員期間による算出
組合員期間に応じた額（給料月額 × 組合員期間に応じた月数（5-2 頁参照））により算出した額を記入する。
- イ 申込時の退職手当額
退職した場合に受け取ることができる普通退職手当の額を記入する。
- ⑩ 貸付金送金口座について
- ・共済組合に届け出している預金口座以外に振込みを希望する場合は、必ず記入すること。
 - ・受取金融機関は福岡銀行とすること。
 - ・口座は申込人名義のものとする。
- ⑪ 団体信用生命保険は、適用、非適用について「○」で囲むこと。
- ⑫ 申込人欄について（**自書すること。ゴム印の使用は不可。**）
- ア 申込年月日は、所属所長に提出する日を記入すること。
- イ 所属所名は、給与所属所を記入すること。電話番号も記入すること。
- ウ 現住所は、住民票の住所を記入すること。自宅の郵便番号、電話番号も記入すること。
- エ 資格取得年月日
- ・共済組合員となった最初の日を記入すること。
 - ・他の共済組合から転入した者は、他の共済組合で最初に組合員となった日を記入すること。（引き続いている場合）
 - ・他支部から転入した者は、他の支部で最初に組合員となった日を記入すること。（引き続いている場合）
- オ 職名は、補職名を記入すること。（校長、教頭、事務長、教諭、事務次長など）
- カ 氏名は、楷書で記入し、フリガナを記入すること。（自書すること。ゴム印の使用は不可。）
- キ 押印は「貸付借用証書」及び「借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書」と同じ印章を使用し、鮮明であること。
- ク 年齢は、申込時の満年齢を記入すること。

- ⑬ 所属所長の証明について
貸付申込みに当たっては所属所長の証明を必ず受けること。
- ・ 証明年月日は証明した日を記入すること。
 - ・ 所属所名・所属所長名はゴム印で構わない。
 - ・ 所属所長印章は公印を使用すること。

(裏面) 〈記入例 5-33 頁〉

- ⑭ 現在の住宅状況は、該当項目を「○」で囲むこと。
- ⑮ 候補物件の状況について
- ア 所在地は、敷地の登記事項証明書の地番地名を記入すること。
- イ 構造の概要
- ・ 一戸建住宅 …… (例) 木造瓦葺 2階建 ○室 ○畳 延べ面積○○㎡
 - ・ 集合住宅 (マンション等) …… (例) 鉄筋コンクリート造 陸屋根
10階建の 5階部分、占有○○㎡・室数○室・○畳
- ウ 敷地の状況 …… (例) 所有地・購入地・借地 (更地・底地) 地目 (宅地・農地・その他) の該当事項を「○」で囲み、地積○○㎡を記入する。
- ※ 所有地 : 申込時において組合員名義 (共有の場合を含む) で所有権登記がされている敷地
- ※ 購入地 : 今回の貸付金により購入する敷地
- ⑯ 資金計画
- ア 新築 (購入) 物件の資金計画を記入すること。
- イ 資金計画の合計は、工事請負金額 (売買契約額) と一致すること。
- ウ 消費税額は貸付けの対象とします。
- エ 手数料 (ローン手数料、印紙代、登記手数料等) は貸付けの対象としません。
- オ その他の借入金は、どこから誰が借り受けるのか簡単に記入すること。
- ⑰ 新物件に居住する家族構成
所有権に関わる同一世帯内の家族を記入すること。工事完了後の同居予定者も同様に記入すること。
- ⑱ 住居及び敷地所在地の見取図
最寄りの駅やバス停留所からの方角等を記入すること。

2 貸付借用証書（様式第3号）〈記入例 5-34 頁〉（自書すること。ゴム印の使用は不可。）

- ① 組合員証番号を記入すること。
- ② 〔住宅・住宅災害・介護構造部分に係る（住宅・住宅災害・特例住宅災害）〕のいずれかを「○」で囲むこと。
- ③ 借入金額は算用数字を使用すること。借入金額は訂正ができないので、金額を間違えた場合は新たな用紙を使用すること。
- ④ **※印の日付欄（借入日）は記入しないこと。（福岡支部で貸付日を押印します。）**
- ⑤ 借受人欄について
 - ア 所属所名は、給与所属所を記入すること。電話番号も記入すること。
 - イ 現住所は、住民票の住所を記入すること。自宅の郵便番号、電話番号も記入すること。
 - ウ 職名は、補職名を記入すること。（校長、教頭、事務長、教諭、事務次長など）
 - エ 氏名は、楷書で記入し、フリガナを記入すること。
 - オ 押印は「貸付申込書」及び「借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書」と同じ印章を使用し、鮮明であること。

所属所コード	2	9	0	0	0	0	2
組合員証番号	9	1	0	1	2	3	4

※貸付番号

住宅(31)・住宅災害(21)
介護構造部分に係る(住宅・住宅災害・特例住宅災害)(81)

貸付区分(○で囲む)

新規 借替

(○で囲む)

貸付申込書

介護構造部分の貸付け有 普通構造部分の貸付け有

申込金額	千	百	十	万	円
1	0	0	0	0	0

償還区分(0毎月・1併用)

内訳	毎月償還	8000000000円	希望する償還回数	毎月償還	360回	償還額	26924
	ボーナス償還	2000000000円		ボーナス償還	60回		40344

給料月額	420,700円	借受中の貸付金の償還額	貸付種別	毎月償還	ボーナス償還
組合員期間	28年 11月		一般貸付	9,527円	
給料月額の3/10に相当する額	126,210円		住宅貸付		
給料月額の6/10に相当する額	252,420円		介護構造部分の貸付		
借替時の当該貸付の未償還元金	0円		住宅災害貸付		
申込事由	1 新築 2 増築・改築・移築 3 修理 4 土地付き一戸建購入		教育貸付	12,018円	
マンション購入	5 住宅借入れ 6 更地購入 7 底地購入 8 更地借入れ 9		災害貸付		
底地借入れ	10 底地借入れ 11 敷地補修 12 建物のみ購入 13 他共済への返済 14 その他		医療貸付		
			結婚貸付		
			葬祭貸付		
		合計	21,545円	0円	

購入又は工事完了予定年月日 平成2年4月9日 給与支給機関 001 公立共済高等学校

貸付限度額の算定	組合員期間による算出	給料月額 420,700円 × (組合員期間に応じた月数) 45月 = 18,931,500円
	申込時の退職手当額	在職年数 28年 (自己都合による退職手当の率) 給料月額 420,700円 × 32,0571 = 13,486,421円

福岡銀行	支店名	支店コード	口座番号	団体信用生命保険(いずれかを○で囲む)
0177	支店			1.適用 2.非適用

* 支店名・支店コード・口座番号は、共済組合に届け出している預金口座に振込を希望する場合には記入しないで下さい。

公立学校共済組合貸付規程に基づいて、住宅貸付保険の適用を受けることとし、上記の金額を借り受けたいので、
申し込みます。
令和2年2月14日
公立学校共済組合福岡支部長 殿

申込人(自書)	所属所名	公立共済高等学校	電話	092-123-XXXX
	現住所	〒810-0061 福岡市中央区西公園7-7	電話	092-456-XXXX
	組合員資格取得年月日	昭和(平成) 3年4月1日		
	職名	フリガナ 事務長 氏名 大寺門 港	年齢	満55歳

上記の記載は、専実と相違ないことを証明します。

令和2年2月14日

所属所名 公立共済高等学校
所属所長名 公立 太郎

公立共済高等学校
長之印

審査 データ処理

貸付申込締切は毎月25日(必着)

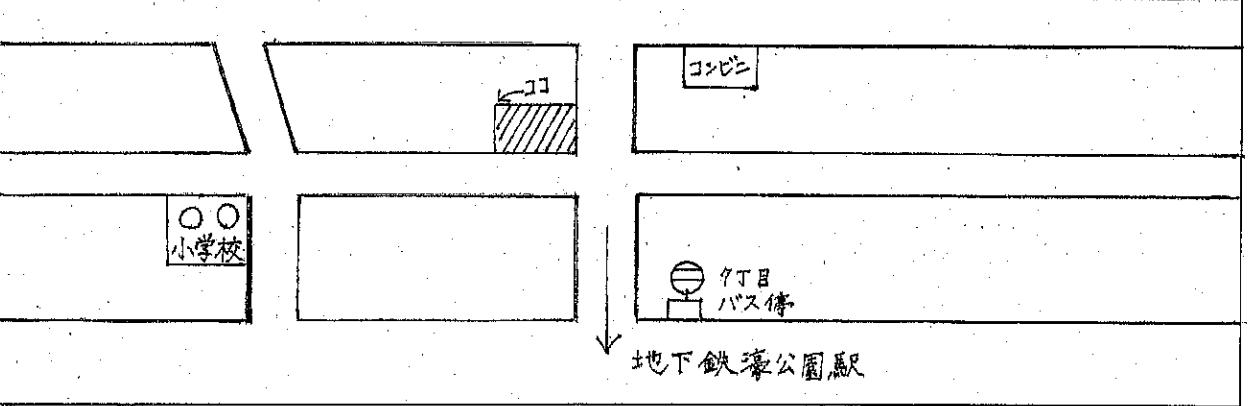
現在の住宅状況	1 賃貸住宅〔民間借家・借間・公団住宅等・職員住宅・その他〕
	2 自宅〔持家・親族名義の家に同居(持主名)〕
	3 その他〔具体的に記入〕
注 申込事由13他共済への返済の方……住居への入居日・平成 年 月 日	

候補物件の状況	所在地 (登記簿上の地番)	福岡市中央区西公園7-7			
	構造の概要	一戸建住宅	階面積 100.32 m ² 木造 2階建 2階面積 31.92 m ² 室数 7室 50畳 階面積 m ²		
		集合住宅 (マンション等)	増改築部分の延べ面積 50 m ² 造 階建の 階部分、占有 m ² 室数 室 畳		
	敷地の状況	所有地 地目 (宅地・農地・山林・原野・その他)	購入地	借地	地積 m ²

資金計画	貸付申込金	住宅貸付等の未償還元金(貸付月現在)	住宅金融公庫 銀行等借入金	自己資金	その他の借入金	合計(契約等の額)
	万円	円	万円	円	円	円
	1,000		100	325,000		11,325,000

新物件に居住する家族構成	本人との続柄	氏名	年齢	勤務先	摘要
	本人	大手門 港	55	公立共済高等学校	
	妻	大手門 鶴子	52	公立共済小学校	
	長男	大手門 荒戸	22	大学生	
	長女	大手門 舞子	19	大学生	

住宅及び敷地所在地の見取り図(最寄りの駅又は停留所等からの目標を明記すること)



組合員証番号				
9	1	0	1	2
3	4			

※ 貸付番号 号

一般・特別・**住宅**・住宅災害
 介護構造(住宅)・介護構造(住災)
 教育・災害・医療・結婚
 葬祭・特例住宅災害
 介護構造(特例住宅災害) (○で囲む)

貸付借用証書

金	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円
	/	0	0	0	0	0	0	0


公立学校共済組合貸付規程(以下「貸付規程」という。)の定めを承知の上、上記の金額を下記の条件により借用しました。

記

- 貸付金の利息は月利とし、貸付決定通知書又は償還表に記載の貸付利率のとおりとします。
- 貸付規程に定める貸付保険の保険料充当額を負担するため、別に定める率を上記1の利率に加算します。
- 借受人が組合員の資格を喪失した場合において、上記金額に未償還金額があり、かつ、借受人又は借受人と生計同一関係にある三親等内の親族に支給すべき給付金(埋葬料及び家族埋葬料を除く。)又は借受人に対する退職手当(これに相当する手当等を含む。以下同じ。)が支給されるときは、当該未償還金額及び当該未償還金額に係る利息相当額(組合員資格喪失後の期間に係る利息相当額は、組合員の資格を喪失した日の前日において適用されていた利率により算出した額)を、当該給付金(当該給付金に係る附加給付又は一部負担金の額の払戻しがあるときは、これらを含む。)及び退職手当から控除します。
- この貸付けについて公正証書を作成する必要があるときは、いかなる場合でもその要求に応じさせていただきます。
- この貸付けについて訴訟が生じたときは、借受人の現住所のいかんにかかわらず、支部の所在地の裁判所をその管轄とします。

※令和 年 月 日
(年月日は記入しないでください。)

公立学校共済組合福岡支部長 殿

借受人	所属所名	公立共済高等学校	(TEL)092-(23-XXXX)
	現住所	〒810-0061 福岡市中央区西公園7-7	(TEL)092-456-XXXX
	職名	フリガナ 才テモン ミナト	
	事務長	氏名 大寺門 港	

- 注意 (1) ※印の欄は、記入しないこと。
 (2) 借用証書は自書すること(ゴム印は使用しないこと。)
 (3) 貸付申込書及び借入状況等申告書兼貸付事業における個人情報に関する同意書の印章と同じ印を押印すること。
 (H29.1 改正)

第7節 住宅貸付けの報告等

1 工事完了報告

住宅、住宅災害又は介護構造貸付けを受けている者は、建築等が完了したとき、直ちに、「完了報告書」（様式第18号：5-52頁）に申込事由に応じた書類を添付し提出しなければなりません。

添付書類		住宅 新築	増改 移築	修理 倉庫等	土地付 一戸建購入	マンション 購入	住宅 借入	更地 購入	底地 購入	更地 借入	底地 借入	敷地 補修	住宅の み購入	他共済 返済
申込事由		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
必要書類	建物登記事項 証明書の原本	*	*		*	*		(*)	(*)	(*)	(*)		*	
	土地登記事項 証明書の原本				*	*		*	*					
	領収書の写し			*			*			*	*	*		*

- ※ 「*」印の必要書類を添付して下さい。
- ※ 登記事項証明書は全部事項証明書又は現在事項証明書とします。
- ※ 区画整理事業に基づく保留地を購入した場合は、土地登記事項証明書に代えて土地区画整理組合が証明した「保留地台帳の写し」（地番、面積、換地処分予定日が明記されたもの）を添付してください。
- ※ 敷地のみの取得の場合は、5年以内に住宅を新築する条件で貸付けていますので、住宅の建築が完了したときは、直ちに「完了報告書」に住宅の建物登記事項証明書（上記の表（*））を添付して提出してください。（敷地のみの取得で貸付けを受けている者は、敷地の完了報告と併せて住宅の完了報告が必要となります。）
- ※ その他実情に応じて書類の提出を求める場合があります。
また、支部長が特別な事情があると認める場合は、「工事等完了遅延届」（様式第19号：5-53頁）により住宅建築の期限をさらに5年間猶予します。

2 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

共済組合の貸付金で住宅の新築、購入又は増改築をして、一定の要件に該当したときは、租税特別措置法の規定により「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。

該当者に対する年末残高等証明書は下記により交付します。紛失その他の理由により「証明書」が必要な場合は、「年末残高等証明書交付申請書」（様式第22号：5-56頁）により交付依頼をしてください。

- (1) 前年12月までの貸付者 …… 当年の10月下旬から11月上旬に交付
- (2) 当年の1月から12月までの貸付者 …… 翌年の1月中旬に交付

- ※ 1年目の「住宅借入金等特別控除」は、所轄税務署で確定申告をして控除を受ける必要がありますが、2年目からは勤務先での年末調整で所得税控除を受けることができます。
- ※ 財源移譲により所得税の額が「住宅借入金特別控除」の控除額より少なくなる場合、住民税から控除できる経過措置が設けられています。その手続等についてはお住まいの市区町村役場にお尋ねください。

3 行為の制限

住宅、住宅災害又は介護構造貸付けを受けている者は、当該貸付金の償還が完了する前にその貸付けに係る不動産について、次に掲げる行為をしてはなりません。

- (1) 不動産の全部又は一部を他に貸し付けること。
- (2) 不動産の全部又は一部を他に譲渡すること。
- (3) 不動産の価値を明らかに減少させるおそれのある行為をすること。

第8節 償 還

1 償還の種類

貸付金の償還方法は、次の5種類です。

- (1) 定期償還（毎月償還）
- (2) 定期償還（ボーナス併用償還）
- (3) 繰上償還（一部繰上償還）
- (4) 繰上償還（全額繰上償還）
- (5) 即時償還

2 定期償還

毎月償還は貸付月の翌月の給与から、ボーナス償還（6月・12月のボーナス支給月の償還）は貸付月直後の6月又は12月のボーナスから開始します。毎月償還、ボーナス償還は償還完了まで給与等から控除します。

なお、何らかの理由により給与等から控除できない場合は、払込書を送付しますので、納付期限までに福岡銀行から払い込んでください。

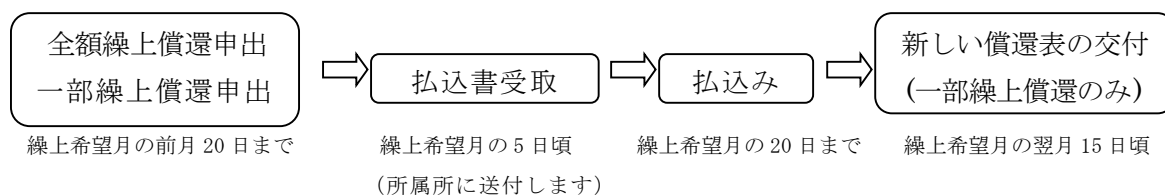
また、高額医療貸付けを受けている者に支給される高額療養費の額が貸付金の額に満たない場合も、同様に払込書を送付します。

3 繰上償還

貸付けを受けている者は、未償還元利金の一部又は全部を繰り上げて償還することができます。

繰上償還を希望する場合は、各申出書を繰上希望月の前月20日（土曜、日曜、祝日の場合は前日）までに提出してください。後日払込書を送付しますので、納付期限までに福岡銀行から払い込んでください。

<繰上償還申出のスケジュール>



(1) 一部繰上償還

- ① 一部繰上償還を希望する場合は、「一部繰上償還申出書」（様式第 11 号：5-45 頁）により申し出てください。
- ② 申出書の「繰上償還を希望する年月」は、払込みを行う年月です。
- ③ 申出書の「未償還元金」は、「繰上償還を希望する年月」の月末残額です。償還表で確認してください。
- ④ 現行の定期償還額は「繰上償還を希望する年月」まで給与から控除されません。その翌月から「（一部）繰上後の償還方法」になります。
- ⑤ 「一部繰上償還額」の最低額は、次の金額以上とし、1 円単位とします。

ア 毎月償還	10 万円
イ ボーナス併用償還	20 万円
- ⑥ ボーナス併用償還の場合は、一部繰上額の 2 分の 1 以上の額をボーナス償還に充てること。ただし、ボーナス償還の「未償還元利金」を全額返済する場合はこの限りではありません。
- ⑦ 一部繰上償還後の償還回数は、繰上償還日の属する月に係る毎月償還後の未償還回数の範囲内であること。また、ボーナス償還回数は毎月償還回数の 6 分の 1 以内であること。
- ⑧ 住宅借入金等特別控除の対象者は、一部繰上償還により償還開始から償還完了までの期間が 10 年（120 回）未満になると、所得税の特別控除が受けられなくなります。
- ⑨ 一部繰上償還後の 1 回の償還額は、借受中の貸付金 1 回当たりの償還額と合わせて、毎月償還が給料月額の 10 分の 3 以内、ボーナス償還が給料月額の 10 分の 6 以内であること。
- ⑩ ボーナス併用償還で、「繰上償還を希望する年月」が 6 月及び 12 月以外の場合は、前回のボーナス償還月の翌月から繰上償還日の属する月までの経過利息を含めて払い込むこと。
(経過利息の計算例)
繰上償還を希望する年月が 11 月の場合
ボーナス償還の「未償還元金（6 月）」×適用利率の半年利×経過月数（7 月～11 月の 5 か月）÷6
- ⑪ 償還猶予中及び猶予期間が終了して猶予額を償還中の場合は、「繰上償還を希望する年月」の月末時点での償還猶予額の残額を併せて払い込むこと。
- ⑫ 年度末退職予定者は、2 月以降の申出（3 月繰上）はできません。

(2) 全額繰上償還

全額繰上償還を希望する場合は「全額繰上償還申出書」（様式第 12 号：5-46 頁）により申し出てください。

記入方法及び取扱いについては、上記（1）一部繰上償還②③④⑩⑪⑫を参照してください。

※ 一部繰上償還申出書、全額繰上償還申出書の記入及び計算方法は、福岡支部ホームページ「一部繰上償還の手続」、「全額繰上償還の手続」で確認できます。

《 福岡支部ホームページ：<https://www.kouritu.or.jp/fukuoka/> 》

（3）繰上償還の取消し

繰上償還申出者が、その申出を取り消す場合は、速やかに「一部繰上(全額繰上)償還申出取消願」（様式第17号：5-51頁）を提出してください（FAX可）。

4 即時償還

貸付けを受けている者は、次の各号に該当したときは未償還元利金の全額を即時に償還しなければなりません。

- （1）組合員の資格を喪失したとき。
- （2）退職手当の支給を受けることができるとき。（特別貸付けに係る未償還元利金を除きます。）
- （3）申込みの内容に偽りのあることが認められたとき。
- （4）住宅貸付け又は住宅災害貸付けについて、当該貸付けに係る住宅の新築等の完了する時期が申込書に記載した完了予定日より遅延した場合において、当該住宅の新築等に確実性がないと認められたとき。
- （5）その他貸付規程又は貸付規則に違反したとき。

なお、（2）退職手当の支給を受けるときは、地方公務員等共済組合法第115条第2項の規定に基づき、退職手当から未償還元利金の控除を行います。退職手当から控除できない場合は、払込書を送付しますので、納付期限までに払い込んでください。

5 償還猶予

（1）償還猶予の申出

貸付けを受けている者が、次の猶予事由に該当したときは、申出により償還を猶予することができます。

「償還猶予申出書」（様式第13号：5-47頁）に各事由に応じた書類を添付して、猶予開始月の前月25日（土曜、日曜、祝日の場合は前日）までに提出してください。

猶予事由	猶予期間	添付書類
住宅等が非常災害により損害を受けたとき	申出の日の属する月の翌月から12か月の範囲内	り災証明書（原本）
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内	育児休業承認通知書の写し
介護休暇の承認を受けたとき （時間取得を除き1か月以上引き続く場合に限る）	介護休暇の承認期間内	介護休暇承認簿の写し
心身の故障のため休職し、給料の全部が支給されないとき （休業補償及び傷病手当金等を受給している場合を除く）	当該無給休職の期間内	休職に係る辞令の写し
配偶者同行休業の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内(3年を限度とする。)	配偶者同行休業承認通知書の写し

償還猶予期間が終了したときは、その翌月（ボーナス償還の場合は直後の6月又は12月）から猶予額と定期償還額を併せて償還することとなります。（倍返し）

※猶予期間中は新規又は借替えの貸付けも猶予の対象となります。

※償還猶予を希望することで、償還猶予を希望しない場合より支払い利息が増えることはありません。

(2) 償還猶予期間の変更申出

育児休業期間等の変更により、既に償還猶予の承認を受けた期間を変更する場合は次の書類を提出してください。

○償還猶予期間を短縮する場合

償還猶予異動申出書（様式第29号：5-61頁）を、短縮を希望する猶予期間終了月の前月の25日（土曜、日曜、祝日の場合は前日）までに提出してください。

○償還猶予期間を延長する場合

延長する期間について、前頁「5（1）償還猶予の申出」と同様の手続をしてください。

(3) 償還猶予額の繰上償還

償還猶予を受けた者は、復職後、償還猶予額の一部又は全部を繰上げて償還することができます。

償還猶予額の繰上償還を希望する場合は「償還猶予額の繰上償還申出書」（様式第26号：5-60頁）により申し出てください。払込書を送付しますので、納付期限までに福岡銀行から払い込んでください。

なお、申出期限、払込時期等は5-36頁「3 繰上償還」の事務取扱方法と同じです。

(4) 償還猶予の期間は償還期間に含まれないため、猶予期間を除いた償還期間が10年（120回）未満になると、住宅借入金に係る所得税の特別控除を受けられなくなります。（申出書を提出した時点で、年末残高証明書は発行しないようになります。）

第9節 貸付事業における個人情報の取扱いについて

1 個人情報の利用目的

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の個人情報を、次の利用目的の達成に必要な範囲内で利用します。

- (1) 貸付けの審査・決定
- (2) 貸付金の償還管理
- (3) 当共済組合が生命保険会社等と締結した団体保険契約（団体信用生命保険及び債務返済支援保険）の事務手続
- (4) 当共済組合が損害保険会社と締結した貸付保険契約の事務手続
- (5) 2に掲げる業務の実施
- (6) その他貸付事業の適切かつ円滑な実施

2 個人情報の第三者提供

公立学校共済組合は、貸付けを受ける組合員の個人情報を下記により第三者に提供します。

(1) 貸付金の送金関連

提供時期	当共済組合が、貸付金の借受人口座への送金を依頼するとき
提供先	金融機関
提供先における個人情報の利用目的	貸付金を借受人の口座へ送金するため
提供される個人情報の内容	「振込依頼票」や「振込データ」等に記載された個人情報（氏名、振込先金融機関、貸付金額等）
提供の手段又は方法	電磁的記録媒体又は帳票を交付

(2) 貸付金の償還関連

提供時期	当共済組合が、償還金を給与又はボーナスから控除依頼するとき
提供先	組合員が所属する地方公共団体又は独立行政法人等、他の共済組合又は公益法人等へ転出した元組合員の所属する当該共済組合等
提供先における個人情報の利用目的	貸付償還金を給与又はボーナスから控除し、当共済組合へ送金するため
提供される個人情報の内容	「貸付原票」（貸付金償還金内訳書）又は「償還金控除依頼データ」に記載の個人情報（氏名、貸付年月日、貸付残高、当月償還額等）
提供の手段又は方法	電磁的記録媒体又は帳票を交付

(3) 貸付保険関連

提供時期	借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人に債務不履行の発生する可能性が極めて高い場合（高額医療貸付け及び出産貸付けを除く）
提供先	損害保険ジャパン株式会社（共同取扱会社を含む）
提供先における個人情報の利用目的	貸付保険契約の引受け・継続・維持管理・保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
提供される個人情報の内容	○「貸付申込書」及び「借用証書」に記載の個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等） ○保険金請求時に提出する資料に記載の個人情報（貸付原票等、弁護士等及び裁判所から債務整理に関して通知された文書、その他損害保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報）
提供の手段又は方法	帳票を交付

※ 上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時等に必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。

※ 再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。

※ 共同取扱について

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 損害保険ジャパン株式会社(幹事会社)の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページをご参照ください。《 <https://www.sompo-japan.co.jp> 》

(4) 団体信用生命保険関連

提供時期	○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時(団体信用生命保険に加入する場合に限る) ○保険金請求時又は事前照会時 ○その他生命保険会社が必要と認める時期
提供先	明治安田生命保険相互会社(共同取扱会社を含む)
提供先における個人情報の利用目的	団体信用生命保険契約の引受け・継続・維持管理・保険金・給付金等の支払い、中途加入者の募集、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の生命保険会社、損害保険会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
提供される個人情報の内容	○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報(住所、氏名、性別、生年月日等) ○保険金請求時又は事前照会時に提出する資料に記載の個人情報(診断書、戸籍謄本等、その他生命保険会社が必要と認める書類に記載される一切の情報) ○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
提供の手段又は方法	電磁的記録媒体又は帳票を交付

※ 上記には当共済組合を通じて間接的に取得する個人情報(保険金請求時又は事前照会時に必要書類に記載される借受人以外の個人情報)を含みます。

※ 再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。

※ 共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 明治安田生命保険相互会社（幹事会社）の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページをご参照ください。《 <https://www.meijiyasuda.co.jp> 》

（5）債務返済支援保険関連

提供時期	○住宅貸付け、住宅災害貸付け又は教育貸付けの申込み時（団体信用生命保険に加入する場合に限る） ○その他損害保険会社が必要と認める時期
提供先	明治安田損害保険株式会社（共同取扱会社を含む）
提供先における個人情報の利用目的	債務返済支援保険契約の引受け・継続・維持管理・保険金・給付金等の支払い、その他保険契約に関連・付随する業務に利用し、当共済組合、他の損害保険会社、明治安田生命保険相互会社及び再保険会社に上記目的の範囲内で提供するため
提供される個人情報の内容	○「団信制度適用申込書兼告知書兼口座振替申込書」に記載された個人情報（住所、氏名、性別、生年月日等） ○その他団信制度を適切かつ円滑に実施するために必要な情報
提供の手段又は方法	電磁的記録媒体又は帳票を交付

※ 再保険会社について

保険会社が危険の分散を図るため、引き受けた保険契約上の責任の一部、または全部を他の保険会社に転嫁することを再保険といい、当該他の保険会社を再保険会社といます。

※ 共同取扱いについて

この保険は当共済組合が指定する複数の損害保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の保険です。共同取扱会社については当共済組合へお問い合わせください。

※ 明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページをご参照ください。《 <https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp> 》

3 その他

公立学校共済組合の個人情報保護方針については、ホームページをご覧ください。

《 <https://www.kouritu.or.jp> 》